

木戸川漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、木戸川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿釣	竿数は、1人1本
投網	目合は、1.2センチメートル以上。ただし、やまめ及びいわなを対象とする場合の目合は、3センチメートル以上
さで網	さで網の口径は80センチメートル以下
たも網	たも網の口径は50センチメートル以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間。ただし、投網、さで網、たも網については、組合が別に定めて公表する期間
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで。ただし、投網、さで網、たも網については、組合が別に定めて公表する期間

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁承認証取扱所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞に掲載するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条に定めるもののほか、理事が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において、当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

3 第1項の公示については、前条第2項の規定を準用する。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	手釣、竿釣	1日 600円
		1年 3,000円
		1年(中学生) 600円
全魚種	手釣、竿釣、投網、さで網、たも網	1年 4,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、中学生及び肢体不自由者以外の者は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 木戸川漁業協同組合事務所

(2) 木戸川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(内共第7号及び内共第8号を漁場の区域とする場合の遊漁料の額)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種を、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる漁場の区域において遊漁をする場合の遊漁料は、エ欄に掲げるとおりとし、同表に係る遊漁者における第1条、第2条第1項及び第4項の規定の適用については、第1条中「内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」と

いう。）」とあるのは「内共第7号及び内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場」と、第2条第1項中「漁場」とあるのは、「組合の有する内共第7号及び内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場」と、同条第4項中「第7条第1項」とあるのは「第8条」と読み替えるものとする。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 漁場の区域	エ 遊漁料
全魚種	手釣、竿釣	組合の有する内共第7号及び内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	1年 6,500円 1年(中学生) 1,500円 1年(肢体不自由者) 3,250円
全魚種	手釣、竿釣、投網、さで網、たも網	組合の有する内共第7号及び内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	1年 9,500円 1年(肢体不自由者) 4,750円

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所、年齢
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第7条第2項に規定する場所において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採

捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名、住所、年齢
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。